平成２７年（フ）第６号
北海道標津郡中標津町東７条南５丁目１番地３　７・５ハイツ202
破産者　山下　勝浩
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第３４２号
愛知県半田市亀崎高根町７丁目86番地の４
破産者　深谷　重敏
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１号
神戸市灘区高尾通２丁目３番35号コスモハイツ高尾105号
破産者　柏原　宏二
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４号
広島県呉市安浦町中央１丁目２番12号
破産者　廿日出元晴
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３７３号
沖縄県那覇市字小禄696番地３　秀賢ハイツ506
破産者　松井　美幸
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５０号
北海道帯広市西17条南３丁目24番28号　ごとうレジデンス２号室
破産者　石井　史彦
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
青森県十和田市大字豊ケ岡字豊ケ岡165番地、破産手続開始決定時の住所青森県十和田市大字三本木字北平147番地715
破産者　下山　和子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第３２号
岩手県大船渡市赤崎町字永浜185番地２、住民票上の住所岩手県大船渡市赤崎町字永浜185番地７
破産者　須賀　　正
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第３３号
岩手県大船渡市赤崎町字永浜185番地２、住民票上の住所岩手県大船渡市赤崎町字永浜185番地７
破産者　須賀　啓子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第３５号
石川県小松市白江町ト８番地１　カルレット201、従前の住所石川県小松市白江町タ１番地１　サンシャイン白江201
破産者　北崎　律子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２２８号
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野248番地
破産者　永井　将司
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６５５号
北九州市小倉北区紺屋町14番11―705号、開始決定時の住所北九州市小倉南区長行西５丁目３番７号
破産者　西村　俊行
1　決定年月日　平成27年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５号
新潟県三条市須戸新田139番地１
破産者　森山　　聡
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１３４号
名古屋市名東区高社１丁目14番地　メゾン高社205号、従前の住所名古屋市名東区石が根町78番地　本郷パークマンション304号
破産者　永坂美惠子
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８５号
兵庫県姫路市大津区新町２丁目12番地
破産者　太津商店こと　福原　督之
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０８号
北九州市小倉北区下富野５丁目５番２号（コーポ重田201）
破産者　伊藤　千春
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１７１号
熊本市北区大窪２丁目８番19号　レオパレスセントポーリア大窪101号、前住所熊本市北区植木町広住339番地28
破産者　河野　　潤
1　決定年月日　平成27年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係